

大阪国際工科専門職大学における公的研究費の使用に関する行動規範

2021年4月1日制定

2021年12月1日改定

大阪国際工科専門職大学では、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」平成19年2月15日付（令和3年2月1日改正）に基づき、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対する行動規範を策定する。

1 公的研究費の使用に当たっては、当該費用の配分機関が定める各種規則及び本学が定める諸規程、その他関係法令等を遵守する。

2 公的研究費の原資が国民の税金等で賄われていることを認識し、適正かつ計画的・効率的な使用に努めるものとする。

3 研究者は、研究計画に基づき、公的研究費の計画的かつ適正な使用に努めなければならない。

4 事務職員は、研究活動の特性を理解し、効率的かつ適正な事務処理を行わなければならない。

5 研究員及び事務職員は、公的研究費の適正な執行を確保するため、別に定める公的研究費不正防止計画をふまえて行動する。